

訪問看護医療DX情報活用加算に伴う掲示について

令和6年診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認(オンライン資格確認)により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

〔算定対象〕 訪問看護管理療養費を算定する者

本加算の施設基準は以下のとおりです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求(オンライン請求)の実施。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制管理。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 上記の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること。

令和6年6月1日
訪問看護ステーション晴
管理者 赤瀬佳代